

07735P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

35

法人税法

▼
理論ドクター

2019年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

TAC出版

TAC PUBLISHING group

はじめに

税理士試験における法人税法の理論問題は、法人税法及び租税特別措置法全体という広範囲の中から僅かに2～3の事項について出題され、その出題予測は全くつかないというのが現状である。しかしながら、法人税法の合格へのカギは理論問題の出来如何にあるため、効率的な受験対策が必要となる。

理論問題は、1題が個別的な基本問題、もう1題が総合的な応用問題として出題されるのが本来、一般的ではあるが、近年においては応用、事例問題での出題が主流となっている。

これを踏まえ、本書は理論問題を次の3タイプに区分した。

(1) 基礎力養成

個々の理論の関係を確認する基本問題である。

近年の出題傾向とは異なるため解答の柱を中心に確認してほしい。

(2) 実力養成

近年の主流となっている出題形式である。

個別理論の理解力、応用理論の読解力、解答の作成能力など総合力を要請する実践問題と考えてほしい。

(3) 質疑応答

法人税基本通達、国税庁質疑応答事例、最高裁の判例など学習上、特殊なものを中心に構成した。

この部分は、試験の直前対策として利用してもらえばよい。

その他、作成上、特に留意した点を列挙する。

① 見開きで内容は完結

基本的に問題と解答は見開きで確認できるよう調整した。

また、解答の柱に理論マスターの番号を掲載した。

② 図解を踏襲

できるだけ図解を盛り込み理解を助けられるよう工夫した。

③ チェック欄

各ページに学習日等のチェック欄を設けている。

④ 過去試験問題収録

参考となる過去問を巻末に集約した。

【本試験に向けて】

理論問題の解答は、受験生諸氏が理解しているところによって行うべきであり、そこに立脚しない与えられた文章をそのまま解答すべきものではないし、また、その解答の内容について完全性を追求するに限界がないばかりか、出題者の主観が含まれることもある。したがって、ここに示した問題文や模擬答案のみならず、各人の理解しているところによってより適切なものに昇華させる形式で利用されることを望むものである。

いかなる出題であってもポイントを捉え、簡潔に表現できる力を有していることが税理士試験の合格の秘訣であるが、そこに至るまでは「規定の徹底理解」や「記述上の表現力の養成」に対する人一倍の熱意と不斷の努力が要求される。

受験生諸氏が合格の栄冠を勝ちとられるために本書が些少なりとも役立つことを信じてやまない。

T A C 税理士講座

凡	例
法	法人税法
令	法人税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
引	用
法22③	法人税法第22条第3項
注	意
	点

本書は、平成30年7月現在の施行法令によって作成されている。

C O N T E N T S

目 次

グループ 1 総 則 等	
納税義務者と課税所得等の範囲	2
事業年度	14
資本金等の額・利益積立金額	18
実質課税	24
一般社団法人・一般財団法人	30
グループ 2 企業利益と課税所得	
企業利益と課税所得（通則22条、22条の2）	38
企業利益と課税所得（確定決算原則）	61
グループ 3 同 族 会 社 等	
同族会社の特別規定	66
グループ 4 損益の帰属時期	
収益及び費用の帰属事業年度の特例	78
グループ 5 受 取 配 当 等	
受取配当等の益金不算入	94
グループ 6 資産評価及び償却費等	
棚卸資産・短期売買商品	104
有価証券	111
デリバティブ取引	118
減価償却資産	122
繰延資産	132
外貨建資産等	138
評価損益	144

グループ7 紙与等		
定期同額給与・事前確定届出給与等	152
グループ8 その他の営業経費		
寄附金	164
交際費等	170
グループ9 圧縮記帳等		
圧縮記帳等（条文体系等）	174
グループ10 引当金等		
貸倒損失・個別貸倒引当金	184
グループ11 借地権等		
借地権・リース取引	192
グループ12 欠損金等		
欠損金の繰越控除・繰戻し還付	200
グループ13 海外取引		
移転価格税制・過大負債利子税制	218
グループ14 税額計算		
税額計算（条文体系等）	224
グループ15 申告・納付等		
申告書の種類等	234
グループ16 企業組織再編成等		
合併・現物分配・株式分配・株式交換	240
グループ17 グループ法人税制等		
グループ法人税制	254

グループ18 連結納税制度 266

本試験の出題 274

グループ1

総則等

納税義務者と課税所得等の範囲

1 納税義務者と課税所得等の範囲

(1) 内国法人

法人の種類	納税義務 の限定	課税所得等の範囲	
		各事業年度の所得 に対する法人税	退職年金等積立金 に対する法人税
普通法人 協同組合等	—	各事業年度の所得 (注)	退職年金等積立金 (適用停止)
公益法人等 人格のない社団等	収益事業	収益事業の所得	
公共法人	非課税	—	—

(注) 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の選択も可能である。

(2) 外国法人

法人の種類	納税義務 の限定	課税所得等の範囲	
		各事業年度の所得 に対する法人税	退職年金等積立金 に対する法人税
普通法人	—	各事業年度の所得 (注)	退職年金等積立金 (適用停止)
人格のない社団等	収益事業 (注)	収益事業の所得 (注)	

(注) 国内源泉所得に限られる。

2 法人の種類

種類	具体例
普通法人	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人（社会医療法人を除く。）一般社団法人及び一般財団法人（営利型に限る。）
協同組合等	消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫
公益法人等	日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、社会医療法人 一般社団法人及び一般財団法人 ① 非営利型 ② 公益社団法人及び公益財団法人
人格のない社団等	PTA、学会、町内会、同窓会、法人格のない労働組合
公共法人	地方公共団体、国立大学法人、NHK、日本年金機構

3 一般社団法人・一般財団法人

区分	法人の種類	課税範囲
一般社団法人 ・ 一般財団法人	公益社団法人 ・ 公益財団法人	収益事業 (公益目的事業は非課税)
	非営利型	公益法人等 収益事業
	営利型	普通法人 全所得

(注) 税率

税率は23.2%（年800万円までは15%）となる。

4 税率

区分	税率
	原 則 一律23.2%
普通法人	期末資本金の額が1億円以下の法人、資本・出資を有しない法人、一般社団法人等 ※ 期末に大法人による完全支配関係がある法人は原則どおり 一律23.2%となる。
	23.2% (年800万円相当額 15%)
	協同組合等 19% (年800万円相当額 15%)
	人格のない社団等 23.2% (年800万円相当額 15%)
公益法人等	一般社団法人等 ①非営利型 〔②公益社団法人等 上記以外 社会医療法人 社会福祉法人 宗教法人 学校法人〕 23.2% (年800万円相当額 15%)
	19% (年800万円相当額 15%)

5 各種届出書・申請書

(1) 設立に関するもの（普通法人を前提とする。）

種類	提出期限
法人設立届出書	設立の日以後 2月以内
棚卸資産の評価方法の届出書 減価償却資産の償却方法の届出書	設立事業年度の確定申告期限
青色申告の承認申請書	次のいずれか早い日の前日 設立の日以後 3月を経過した日 設立事業年度終了の日 (自動承認) その事業年度終了の日

(注) 事前確定届出給与に関する届出書

設立時に開始する職務につき、事前確定届出給与の支給をする場合には、設立の日以後 2月を経過する日までにこの届出書を提出しなければならない。

(2) その他の届出・申請書

種類	提出期限
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	取得日等の属する事業年度の確定申告期限
外貨建資産等の期末換算方法等の届出書	その事業年度終了の日
申告期限の延長の特例申請書	(自動承認) その事業年度終了の日の翌日から 15 日以内に処分がなかつたとき

内国法人である普通法人又は協同組合等を設立した場合及び法人税法に定められている諸制度について設立第1期の法人税額の計算にあたって適用を受けるために必要とされる同法上の届出又は申請について説明しなさい。

解 答**(1) 設立の届出**

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 事業年度の届出

内国法人は、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日以後2月以内に会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。

(3) 青色申告の承認申請

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人である普通法人又は協同組合等は、次のいずれか早い日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 設立の日以後3月を経過した日
- ② 設立の日の属する事業年度終了の日

(4) 棚卸資産の評価方法の届出

内国法人は、設立の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき評価方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(5) 減価償却資産の償却方法の届出

内国法人は、設立の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき償却方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、償却方法が選定できないものについてはこの限りでない。

(6) 事前確定届出給与の届出など

参考 公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合

上記の「設立の日」を「収益事業開始の日」に置き換えて解答する。

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合について、次の問い合わせなさい。

- 問1 事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合のみなし事業年度について述べなさい。
- 問2 新たに収益事業を開始した場合の届出について述べなさい。
- 問3 青色申告の承認申請について述べなさい。
- 問4 収益事業以外の事業に属する資産及び負債が、収益事業に属することとなった場合の資産及び負債の帳簿価額について述べなさい。

解 答**【問1について】**

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合には、次の期間を事業年度とみなす。

収益事業を開始した日からその事業年度終了の日までの期間

【問2について】

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日以後2月以内に納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

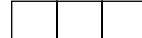
【問3について】

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、次のいずれか早い日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 収益事業開始の日以後3月を経過した日
- ② 収益事業開始の日の属する事業年度終了の日

【問4について】

収益事業以外の事業に属する資産及び負債が、収益事業に属すこととなった場合のその資産及び負債の帳簿価額は、その資産及び負債の価額として帳簿に記載されていた金額とする。



各事業年度の所得に対する法人税における青色申告の制度について、次の問い合わせに答えなさい。

問 1 この制度の承認を受けようとする場合に内国法人が採るべき手続きについて規定を述べなさい。

問 2 平成31年8月1日に設立された内国法人である乙株式会社(事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで)が、設立第1期からこの制度の適用を受けようとする場合における申請期限を具体的に述べなさい。

問 3 問2の乙株式会社の設立が平成32年1月15日である場合の申請期限を具体的に述べなさい。

解 答

【問 1について】

青色申告 (マスター15-4)

(承認申請)

【問 2について】

具体的な申請期限

「平成31年10月31日まで」とされる。

【問 3について】

具体的な申請期限

「平成32年3月30日まで」とされる。

解 説

【問 2について】



【問 3について】



〈メモ〉

次の内国法人に係る「各事業年度の所得に対する法人税」について各問に答えなさい。

問1 内国法人に係る納税義務者について簡潔に説明するとともに、納税義務者となる法人を次の①～⑤の番号で列挙しなさい。いずれも法人課税信託の引受けは行っておらず、公益法人等又は人格のない社団等に該当するものは収益事業を行っているものとする。

- ① 医療法に規定する社会医療法人
- ② 地方自治法に規定する地方公共団体
- ③ 会社法に規定する株式会社
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人（非営利型法人に該当する。）
- ⑤ 消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合

問2 問1により納税義務者となる法人に係る課税所得等の範囲について説明しなさい。

問3 問1により納税義務者となる法人の「各事業年度の所得に対する法人税」の税率について説明しなさい。

問4 法人税法第2条では、収益事業について次のように規定している。

十三 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものという。

次の行為が収益事業に該当するかどうかを○×で答えなさい。

- ① 宗教法人が所有する土地を駐車場用として賃貸する行為
- ② 宗教法人がお賽錢收入を收受する行為
- ③ 学校法人が筆記具等の文房具を販売する行為

解 答

【問1について】

(納税義務者)

(1) 内国法人

内国法人は、法人税を納める義務がある。

ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限る。

(2) 公共法人

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(納稅義務者となる法人の列挙)

- ①、 ③、 ④、 ⑤

【問2について】

(1) 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、(1)にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

【問3について】

(①の法人)

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）

(③の法人)

23.2%（期末資本金の額が1億円以下の場合には、年800万円以下の所得の金額については15%）

ただし、期末に大法人による完全支配関係がある普通法人その他一定の普通法人については、15%の税率は適用しない。

(④の法人)

23.2%（年800万円以下の所得の金額については15%）

(⑤の法人)

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）

【問4について】

① ○（不動産貸付業として収益事業に該当する。）

② ×

③ ○（学校法人が行うノート、筆記具等の文房具などの用具の販売は、たとえこれらの物品が学校の指定に基づいて授業において用いられるものであっても、物品販売業に該当する。）

--	--	--

医療法人乙会は平成24年4月に設立された内国法人であり、設立以来医療保健業を行っている他、乙会所有の土地を有効活用する目的で駐車場業も併せて行っている。

定款においては、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めており、当会計年度は平成31年4月1日から平成32年3月31日までである。

乙会は一般の医療法人であったが、当会計年度の7月20日に医療法第42条の2に定める社会医療法人の認定を受けている。

(注) 法人税法施行令第5条(収益事業の範囲)に関し、乙会の行う医療保健業は収益事業に該当しないが、駐車場業は収益事業に該当する。

また、乙会は、税務上必要な書類は適法に処理している。

これらに基づき、次の間に答えなさい。

(1) 乙会の当会計年度における事業年度が具体的にどのようになるか、法令の根拠を述べた上で具体的な取扱いを説明しなさい。

なお、事業年度の原則について述べる必要はない。

(2) 乙会の当会計年度の法人税の納稅義務について説明しなさい。

なお、規定そのものを解答する必要はない。

(3) 乙会の当会計年度の課税所得等の範囲について述べなさい。

なお、規定そのものを解答する必要はない。

解 答

(1)について

(法令の根拠)

普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合には、次のそれぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
- ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

(具体的な取扱い)

医療法人である乙会は普通法人であったが、平成31年7月20日に社会医療法人の認定を受け公益法人等に該当することとなったため、その事業年度は平成31年4月1日から7月19日まで及び平成31年7月20日から平成32年3月31日までの各期間となる。

(2)について

認定前の平成31年7月19日までの期間

…内国法人である普通法人として法人税を納める義務がある。

認定後の平成31年7月20日以後の期間

…公益法人等に該当し、収益事業である駐車場業を行っているため、法人税を納める義務がある。

(3)について

認定前の平成31年7月19日までの期間

…内国法人である普通法人として、すべての所得に対し、各事業年度の所得に対する法人税が課される。

認定後の平成31年7月20日以後の期間

…公益法人等に該当するため、収益事業である駐車場業から生じた所得についてのみ、各事業年度の所得に対する法人税が課される。

税理士受験シリーズ
2019年度版 35 法人税法 理論ドクター

発行日 2018年12月15日
初版発行
編著者 TAC株式会社（税理士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2018

管理コード 07735P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。